



2024年7月30日

各 位

会社名 双日株式会社
代表者名 代表取締役 社長 COO 植村 幸祐
(コード番号 2768 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 富田 尚良
電話番号 03-6871-3404

**業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に伴う第三者割当による
自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、2024年7月30日付の取締役会において、業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 払込期日	2024年8月21日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 538,300株
(3) 処分価額	1株につき3,727円
(4) 処分価額の総額	2,006,244,100円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76293口）
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、2024年6月18日開催の第21回定時株主総会において役員報酬B I P信託（以下「B I P信託」という。）の継続及び一部改定に関する議案の承認を受けております。

B I P信託の概要については、2024年5月1日付で公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役等の報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託の継続及び一部改定に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結している役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76293口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数を踏まえて決定しており、その希薄化の規模は2024年3月31日現在の発行済株式総数225,000,000株に対し0.24%（2024年3月31日現在の総議決権個数2,163,298個に対する割合0.25%）（いずれも小数点以下第3位を四捨五入）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2018年8月3日（2024年8月に信託期間を延長予定）
信託の期間	2018年8月3日～2027年8月31日（予定）
制度開始日	2018年8月3日
議決権行使	行使しない

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2024年7月29日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である3,727円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市

場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記払込金額につきましては、当社の監査等委員会（4名にて構成。うち3名は社外取締役）が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上